

## 今後のひきこもり支援に関する検討会開催要綱

### (目的)

第1条 本県におけるひきこもり状態にある方やその家族等に対する相談支援の今後の方向性と、地域における支援体制について検討するに当たり、有識者等の意見を聴くため「今後のひきこもり支援に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。なお、検討会は、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、法律又は条例により設置された附属機関ではないものとする。

### (会議事項)

第2条 検討会は、次の各号に掲げる事項について意見交換を行う。

- (1) ひきこもり支援に係る今後の方向性に関する事
- (2) 地域における支援体制の在り方に関する事
- (3) その他、ひきこもり支援の推進に向けて必要な事項に関する事

### (委員)

第3条 検討会の委員は、別表のとおりとする。なお、必要に応じ、その他の者の意見を聴くことができる。

### (座長)

第4条 検討会に座長を置き、委員が互選する。

### (開催時期)

第5条 会議は令和4年3月31日までの間、開催するものとする。ただし、必要に応じてこれを延長することができる。

### 附則

この要綱は令和3年8月4日から施行する。